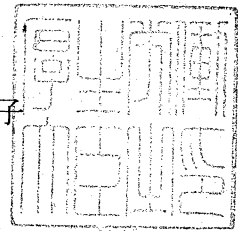


厚生労働省発能 1026 第 5 号
平成 23 年 10 月 26 日

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働大臣 小宮山 洋子



別紙「職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令案要綱」について、
貴会の意見を求める。

職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 技能検定を行う職種について、金属研磨仕上げ、製材のこ目立て、竹工芸、ガラス製品製造、れんが積み、コンクリート積みブロック施工及び建築図面製作を廃止すること。

第二 この政令は、公布の日から施行することとする。ただし、金属研磨仕上げ、製材のこ目立て、ガラス製品製造及びれんが積みに係る改正規定は、平成二十四年三月三十一日から施行することとする。